

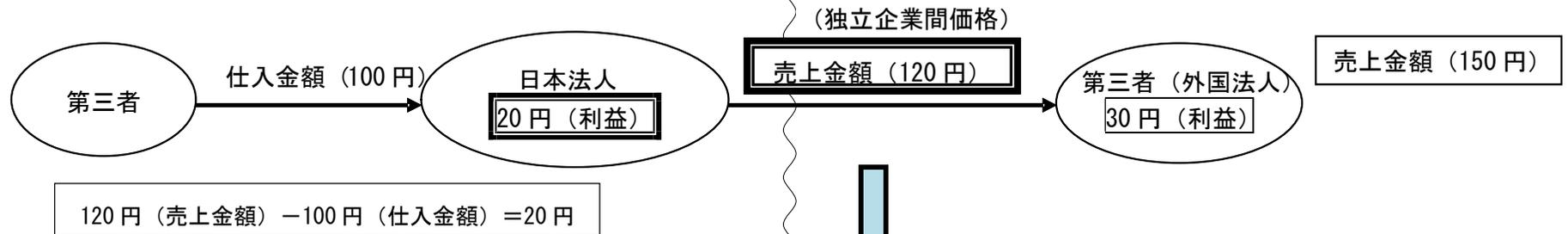
3. BEPSプロジェクトの概要 と我が国の対応状況

国外関連者との取引を通じた海外への所得移転(イメージ)

【日本】

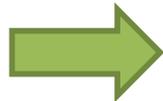
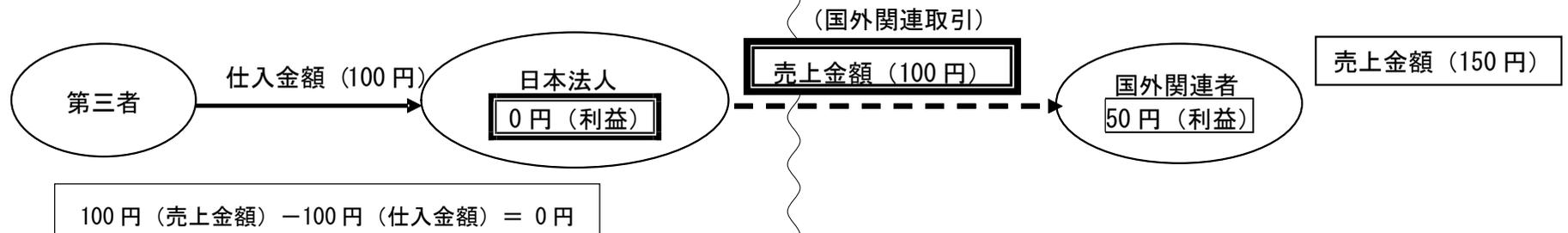
【外国】

【通常のケース(第三者間取引)】



国外関連者との間での取引価格を操作することにより、海外へ所得移転

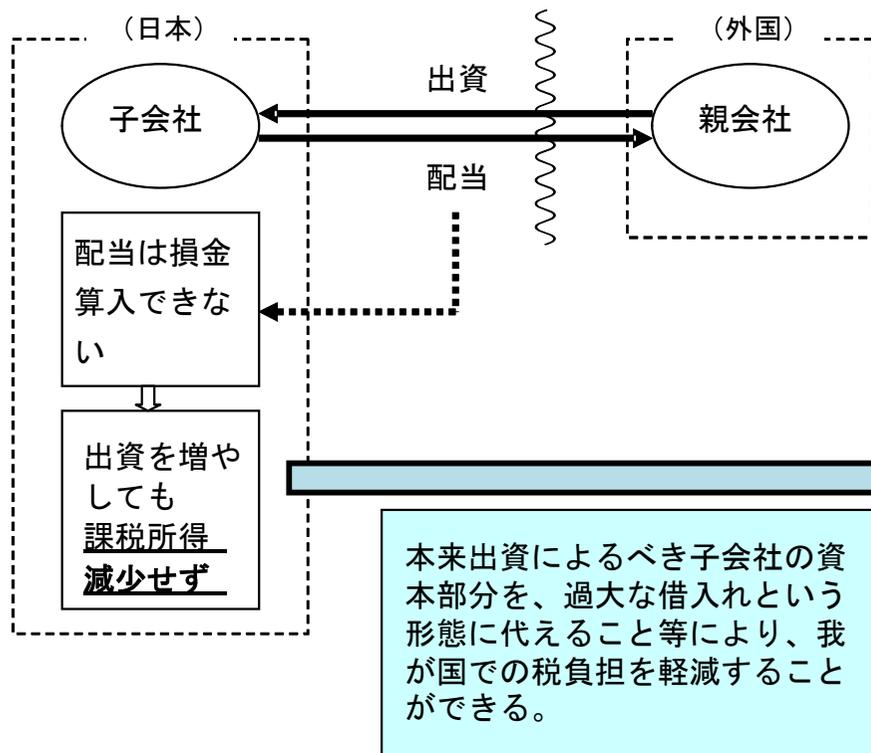
【国外関連者との取引を通じた海外への所得移転】



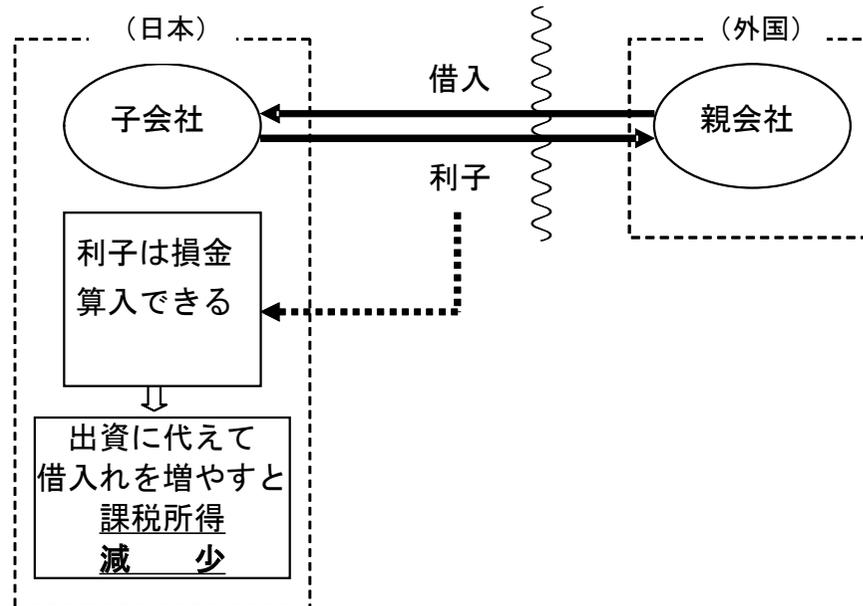
移転価格税制により所得移転を防止。

借入れを通じた海外への所得移転(イメージ)

【出資により資金調達する場合】

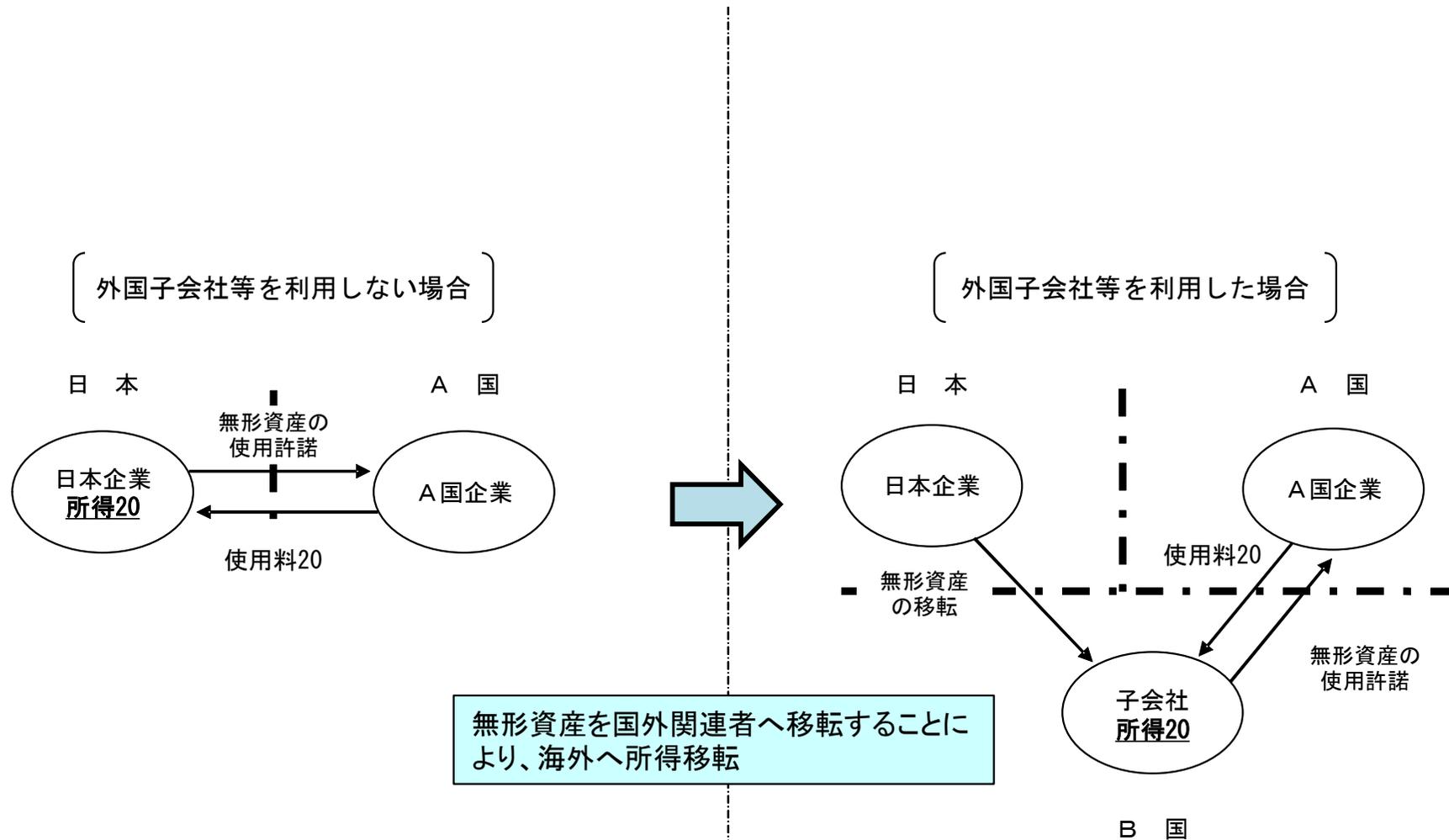


【出資に代えて借入れにより資金調達する場合】



過少資本税制・過大支払利子税制により所得移転を防止。

国外関連者への無形資産の移転を通じた海外への所得移転(イメージ)



外国子会社合算税制により所得移転を防止。

「BEPSプロジェクト」について①

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公平な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ グローバルな経済活動、ローカルな課税: 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ 負担の公平性: 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求め中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

「BEPSプロジェクト」について②

○ 経緯

- 2012年6月 OECD租税委員会(当時の議長:浅川元財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- 2013年7月 G20財務大臣からの要請も受け、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- 2014年9月 「第一弾報告書」公表。
- 2015年10月 「最終報告書」を公表。
同年11月 G20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- 2016年6月 京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在約140カ国)

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリングを実施中。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築 ⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 上記の取組みはG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

〔実質性〕

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

〔透明性〕

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等)

〔予見可能性〕

C. 企業の不確実性の排除

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済
租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について見直し(令和元年度改正)

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)
租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて見直し(令和元年度改正)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の可否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化) → 28年度改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多数国間協定の開発 → 参加(31年1月に発効)

BEPS包摂的枠組み(Inclusive framework on BEPS)参加国・地域

(2022年11月現在)

メンバー国・地域 141カ国・地域						
OECD加盟国	OECD非加盟国 = BEPS Associate					
	従来から参加していた国	京都会合及び会合後に参加した国・地域				
●オーストラリア <u>カナダ</u> ★フランス <u>ドイツ</u> <u>◎イタリア</u> ●日本 ●英国 <u>米国</u> <u>韓国</u> <u>メキシコ</u> トルコ	<u>アルゼンチン</u> <u>ブラジル</u> <u>インド</u> ★中国 <u>インドネシア</u> <u>(ロシア)</u> <u>サウジアラビア</u> <u>南アフリカ</u>	ベナン コンゴ ガボン マン島 マルタ パラグアイ シンガポール	ブルネイ クロアチア ジョージア ジャージー モナコ ルーマニア スリランカ	【京都会合で参加】 ブルガリア キュラソー ガーンジー ケニア ★ナイジェリア サンマリノ ウルグアイ	ブルキナファソ D.R.コンゴ ハイチ リベリア パキスタン <u>セネガル</u>	カメルーン エジプト 香港 リヒテンシュタイン パプアニューギニア シエラレオネ
	ニュージーランド <u>チリ</u> ノルウェー <u>アイスランド</u> イスラエル <u>オランダ</u> ベルギー <u>ルクセンブルク</u> フィンランド <u>スウェーデン</u> <u>オーストリア</u> <u>デンマーク</u> スペイン <u>ポルトガル</u> ギリシャ <u>アイルランド</u> チェコ <u>ハンガリー</u> <u>ポーランド</u> <u>スロバキア</u> エストニア <u>スロベニア</u> スイス <u>ラトビア</u> リトアニア <u>コロンビア</u> コスタリカ	アンドラ BVI マカオ モーリシャス タイ セントクリストファー・ネイビス グレナダ アンギラ アルバ アンティグア・バーブーダ フェロー諸島 ボスニア・ヘルツェゴビナ モンテネグロ モーリタニア	アンゴラ ケイマン諸島 <u>◎ジャマイカ</u> モンセラト ウクライナ バハマ セントルシア ドミニカ共和国 グリーンランド ホンジュラス	【京都会合後に参加】 <u>ベリーズ</u> バルバドス タークス・カイコス パナマ ベトナム カタール <u>ザンビア</u> パーレーン ドミニカ国 セントビンセント及びグレナディーン諸島 アルメニア アルバニア サモア	バミューダ諸島 コートジボワール カザフスタン ペルー オマーン チュニジア <u>モンゴル</u> アラブ首長国連邦 カーボベルデ ジブラルタル ナミビア (ベラルーシ)	ボツワナ ジブチ マレーシア セーシェル モルディヴ トリニダード・トバゴ セルビア 北マケドニア クック諸島 モロッコ エスワティニ ヨルダン トーゴ
計38カ国	計8カ国					計95カ国・地域

注1: メンバー国・地域は、対等な立場(equal footing)で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。

ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。

注2: 下線はBEPS包摂的枠組み運営会合メンバー(2022年)の出身国を、◎は議長出身国、★は議長代理出身国、●は副議長出身国をそれぞれ指す。

我が国における「BEPSプロジェクト」への対応状況

対応時期	主な対応内容	行動計画
平成27年度改正	国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	行動1 電子経済の課税上の課題への対応
平成27年度改正	外国子会社配当益金不算入制度の見直し	行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化
平成28年度改正	移転価格税制に係る文書化制度の整備	行動13 多国籍企業情報の報告制度 (移転価格税制に係る文書化)
平成29年度改正	外国子会社合算税制の見直し	行動3 外国子会社合算税制の強化
平成30年度改正	PE (Permanent Establishment:恒久的施設)の範囲の見直し	行動7 人為的なPE認定回避
平成31年1月	BEPS防止措置実施条約が我が国について発効	行動15 多数国間協定の開発
令和元年度改正	移転価格税制の見直し	行動8－10 移転価格税制と価値創造の一致
令和元年度改正	過大支払利子税制の見直し	行動4 利子控除制限